

更新プログラム提供のご案内

お客様 各位

ACELINK NX-CEにつきまして、以下の内容に対応しました更新プログラムを提供いたします。

お客様におかれましては、本書の記載にしたがって、アップデートを行ってくださいますようお願いいたします。

<主な対応内容>

- ・ 給与の非課税限度額改正の二次対応および不具合修正
- ・ 申請・届出書作成の「所得税及び復興特別所得税の予定納税額の減額申請」の対応
- ・ 法人税申告書の『電子申告データ作成』の不具合修正

1. システムの対応内容について

対応内容は以下のとおりです。

【ACELINK NX-CE 給与】

- ・ 通勤費の非課税限度額改正の二次対応として、次の3点に対応しました。
 - ① 車輜通勤区分（片道通勤距離）が0～2kmの場合に駐車場代は全額課税対象となるため、「(課)通勤費」として計算します。
 - ② 車輜通勤費と駐車場代を支給する場合、車輜通勤費が車輜通勤区分に応じた非課税限度額に満たない場合は、その余剰分を駐車場代の非課税分として計算します。
 - ③ 電車やバスなどの交通機関と車輜を併用している社員に駐車場代を支給する場合、交通機関分・車輜分・駐車場代を合計した通勤費の非課税上限を150,000円として計算します。
- ・ 『特徴税通データ送信』において、指定番号にアルファベットが含まれる市区町村の通知データが認識されず、データ送信が行えなくなることがあった点を修正しました。
- ・ 『社員登録』の【健保/厚生/基金】にある「子育て支援金区分」が「対象者」の社員について、『給与準備処理』を実行すると「子育て支援金区分」が「対象外者」に変更されてしまうことがあった点を修正しました。

【ACELINK NX-CE 申請・届出書作成】

2026年（令和8年）6月15日（月）よりe-Tax受付開始の「所得税及び復興特別所得税の予定納税額の減額申請」の対応しました。

【ACELINK NX-CE 法人税申告書】

電子申告データを送信するとエラーが表示される場合があった点を修正しました。

2. オンラインアップデートについて

- (1) オンラインアップデートでは更新プログラムが自動でダウンロードされますが、バージョンアップは自動では実行されません。ダウンロード後に必ずバージョンアップを実行してください。
ただし、自動インストール設定を行っている場合は、自動でバージョンアップが実行されます。
- (2) オンラインアップデートでは電話番号辞書は更新されません。
最新の電話番号辞書はGOODWILL PLUSサイトの [\[更新プログラムダウンロード\]](#) に掲載しております。

3. バージョンアップについて

- (1) バージョンアップ方法については、オンラインアップデートのマニュアルを参照してください。
- (2) バージョンアップ時間は環境によって異なりますが、10分~20分を目安とお考えください。
- (3) バージョンアップ前に、必ずバックアップを行ってください。
・ [ユーティリティ]-[データ関係処理]-[バックアップ]
- (4) クライアント・サーバー型の環境で本プログラムを適用した場合には、クライアント側でクライアントセットアップが必要となります。
- (5) プログラムのバージョンアップと共にデータのバージョンも更新されます。以前のバージョンの環境では使用できなくなりますのでご注意ください。

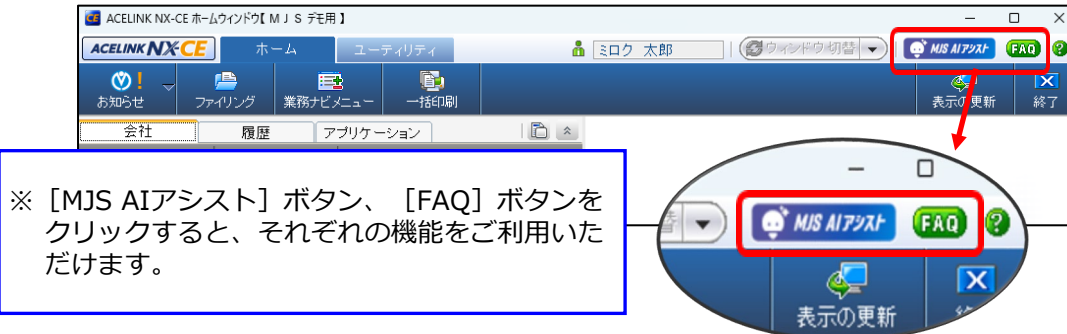
4. システムに関するお問い合わせについて

システムに関するお問い合わせは、GOODWILL PLUSサイト「よくあるお問い合わせ」をご利用いただけます。また、生成AIを活用した「MJS AIアシスト」にチャット形式で質問することもできます。

【GOODWILL PLUSサイト「MJS AIアシスト」、「よくあるお問い合わせ」のお知らせ】

GOODWILL PLUSサイトの「MJS AIアシスト」、「よくあるお問い合わせ」ページは以下の方法でご利用いただけますので、ご活用ください。

▼ [ACELINK NX-CEホームウィンドウ]



5. 申告書類を提出する際の注意事項

- (1) システムで作成された申告書類等は、必ず内容をご確認ください。
電子申告を行う場合は、帳票確認や送信票の「申告・申請・届出」タブで、送信される申告書類等を必ずご確認の上、送信してください。
- (2) 当初申告要件がある明細書等に関しては、当初申告時は要件に該当しないが修正申告時等で必要になると想定されるものは、必要に応じて当初申告時に申告書に添付して提出するようにしてください。
- (3) 税務署への提出においてOCR用紙での提出が必要な申告書類等がありますのでご注意ください。
- (4) 税務署配布用の申告用紙以外での提出は、税務行政上のトラブルを最小限にするために、必ず税務署から配布又は送付されたプレプリントの申告用紙を添付することと、その番号等を照合の上、提出をお願いいたします。
- (5) 白紙印刷での申告書類等の提出は、予め提出先（税務署等）にご確認の上でお願いいたします。
- (6) 国税局毎に様式の異なる用紙の税務署の受理については、予めお客様ご自身で提出先の税務署へご確認をお願いいたします。
- (7) 納付書について、各税金系アプリケーションの「国税納付書」、納付書作成システム、申請・届出書作成システム等で印刷して提出される場合は、受領可能か税務署および金融機関に必ずご確認の上ご利用ください。
- (8) プログラムをアップデート後は、改正対応された様式で印刷されますので、ご注意ください。

6. その他ご注意

- (1) システム全般（アップデート等）のお問い合わせは、「ソフトウェア運用支援サービス」にご加入いただいているお客様は、加入者専用電話にてお問い合わせを承ります。
- (2) 専用用紙へ印刷する場合の設定については、印刷ガイドをご確認ください。
（「ACELINK NX-CEのセットアップメニュー」から「インストールガイド／印刷ガイド」を選択すると資料が収容されているフォルダが開きます。その中の「印刷ガイド」フォルダにプリンターの機種ごとに資料が収容されております。）
- (3) データをコンバートしてご利用の場合は、システムの仕組みの違いからコンバートされない項目や計算項目・連動項目に変更となっているものがありますので、コンバート後に内容を十分ご確認ください。

以上